

【ご注意ください!】現在、「小規模事業者持続化補助金」は異なるタイプが二つ同時進行しています。申請時にはどちらの補助金を選択するか、しっかりご確認の上、重複申請や申請ミスなどが無いようご注意ください。双方の採択を受けた場合どちらかを取り下げる必要があります。

小規模事業者持続化補助金〈低感染リスク型ビジネス枠〉令和2年度第3次補正予算

本事業は小規模事業者が経営計画及び補助事業計画を作成して取り組む、感染拡大防止のための対人接触機会の減少と事業継続を両立させるポストコロナを踏まえた新たなビジネスやサービス、生産プロセスの導入等に関する取組を支援するものです

直近締切 第2回 **締切7月7日(水)17時** 第6回まで公表されています

○補助上限額 100万円 補助率3/4 申請は「電子申請システム」・グランツ」のみ

【補助対象経費】 ①機械装置等費、②広報費、③展示会等出展費(オンラインによる展示会等に限る)、④開発費、⑤資料購入費、⑥雑役務費、⑦借料、⑧専門家謝金、⑨設備処分費、⑩委託費、⑪外注費、⑫感染防止対策費(注意!)

注意! ⑫の感染防止対策費については、補助金総額の1/4(最大25万円)を上限に補助対象経費に計上することが可能です。なお、補助上限額100万円に上乗せして交付されるものではありません。また感染防止対策費のみを補助対象経費にした申請はできません。

○次の補助金を受給された事業者はこの補助金の対象者となりません。

①「令和元年度補正予算 小規模事業者持続化補助金〈一般型〉」の事業実施者で、本補助金の受付締切日の前10か月以内に採択された者。

②「令和2年度補正予算 小規模事業者持続化補助金〈コロナ特別対応型〉」

③「令和2年度第3次補正予算 小規模事業者持続化補助金〈低感染リスク型ビジネス枠〉」

○電子申請「J・グランツ」では先立って「GビスIDプライムアカウント」の取得が必要です。通常取得には3~4週間ほどかかりますが、この補助金については、即日発行が可能な「暫定GビスIDプライムアカウント」の付与による応募が可能です。

○補助金事務局は全国商工会連合会となります。

小規模事業者持続化補助金〈一般形〉令和元年度補正予算

本事業は小規模事業者自らが自社の経営を見つめ直し、経営計画を作成した上で行う販路開拓の取組を支援するものです

直近締切 第5回 **締切6月4日(金)** 第7回まで締切日公表、第8回以降は今後案内予定

○補助上限額 50万円 補助率2/3 特定創業支援等+50万円(条件あり)

申請は「郵送」または「電子申請システム」・グランツ」

【補助対象経費】 ①機械装置等費、②広報費、③展示会等出展費、④旅費、⑤開発費、⑥資料購入費、⑦雑役務費、⑧借料、⑨専門家謝金、⑩専門家旅費、⑪設備処分費、⑫委託費、⑬外注費

○事業再開枠及び特例事業者の引き上げは第4回締切までで終了しました

○申請については、地域の商工会議所の確認が必要となります。日本商工会議所(補助金事務局)への提出前に地域の商工会議所に経営計画書・補助事業計画書(各様式)の写しを提出のうえ、「事業支援計画書」の作成・交付の依頼が必要です。

詳しくは公募要領をご参照ください。

○過去3年間に実施した小規模事業者持続化補助金の採択事業者であっても「異なる事業」であれば申請可能です。

○次の補助金を受給された事業者はこの補助金の対象者となりません。

①「令和2年度第3次補正予算 小規模事業者持続化補助金〈低感染リスク型ビジネス枠〉」

(↑両方採択された場合、いずれか一方しか補助金を受け取ることができません。いずれか一方の廃止申請が必要です)

②「令和元年度補正予算 小規模事業者持続化補助金〈一般型〉」または「令和2年度補正予算 小規模事業者持続化補助金〈コロナ特別対応型〉」において、受付締切日の前10か月以内に、先行する受付締切回で採択を受けて、補助事業を実施した(している)者。